

徳島県告示第百三十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七  
第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成三十一年四月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
徳島市東沖洲二丁目三番及び東沖洲二丁目六七番四	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第百三十三号）第十二条の二第一号